

【耐震シェルター等整備工事費補助事業の流れ】

補助対象工事

耐震診断の判定値が0.4以下と診断された木造住宅でかつ高齢者（満65歳以上）または障がい者が居住する住宅において実施する耐震シェルター等整備工事。（豊田市長が認めたものに限る）

補助対象経費は、耐震シェルター等の購入費、床の補強工事、運搬及び整備に要する費用

診断結果 0.4 以下かつ高齢者又は障がい者の居住

【手続き方法】

電子申請又は書類提出 ⇒



補助金交付申請（様式第1-4号）

交付決定通知

要注意

交付決定前の契約や着手は、**補助金の対象外**となり

契 約

シェルター等整備工事 着手

実績報告書（様式第8号）

補助金 確定通知

補助金 請求書

添付書類

- ▶ 申請者と所有者が異なる場合同意書（様式第2号）
- ▶ 建築年及び所有者が確認できる書類
- ▶ 住宅の位置を示す案内図、配置図、各階平面図
- ▶ 耐震診断結果報告書の写し
- ▶ 耐震シェルター等整備工事計画書
- ▶ 高齢者又は障がい者を証する書類
- ▶ 見積書
- ▶ 通帳等の写し 等

添付書類

- ▶ 領収書等の写し
- ▶ 写真（施工箇所毎の施工前・中・後）
- ▶ 請負契約書の写し
- ▶ 軽微な変更に関する図書 等

◎ 請求後

請求後、約1ヶ月で口座へ入金
市からの入金連絡はありません。

～3月末
請求締切

～2月末
提出締切

電子申請又は書類提出 ⇒

